

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	さいたま市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.saitama.jp/006/007/001/p048555.html">http://www.city.saitama.jp/006/007/001/p048555.html</a>

執行機関名    さいたま市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付又は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成に関する事務(以下「特定疾病児童等日常生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付又は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成に関する事務(以下「特定疾病児童等日常生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第1条 さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱第1条